

発達障害者支援法について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 障害福祉専門官 大塚 晃

障害者基本法

(平成16年5月改正)

障害者の定義

この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものを言う。

附帯決議

てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者ならびに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するように努めること。

発達障害の現状と支援法について

1. 現 状

- 発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされていない
- 発達障害に関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分で支援体制が整っていない
- 家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている

- 153 -

2. 発達障害者支援法のねらい

- 発達障害の定義と法的な位置づけの確立
- 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進
- 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
- 子育てに対する国民の不安の軽減

(定 義) : 発達障害とは、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能の障害

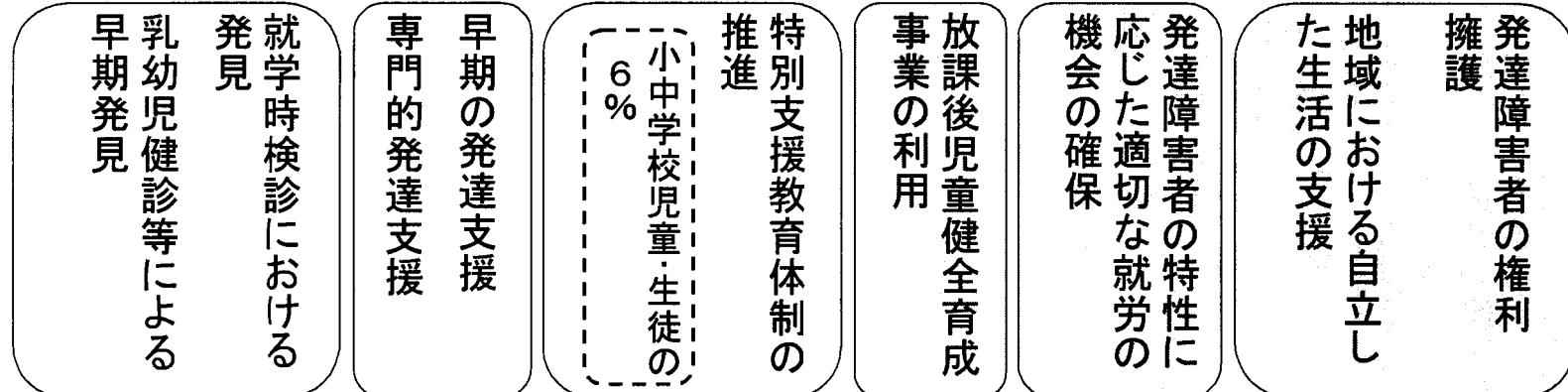
発達障害者支援法のねらいと概要

I ね ら い

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概 要

定義:発達障害=広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

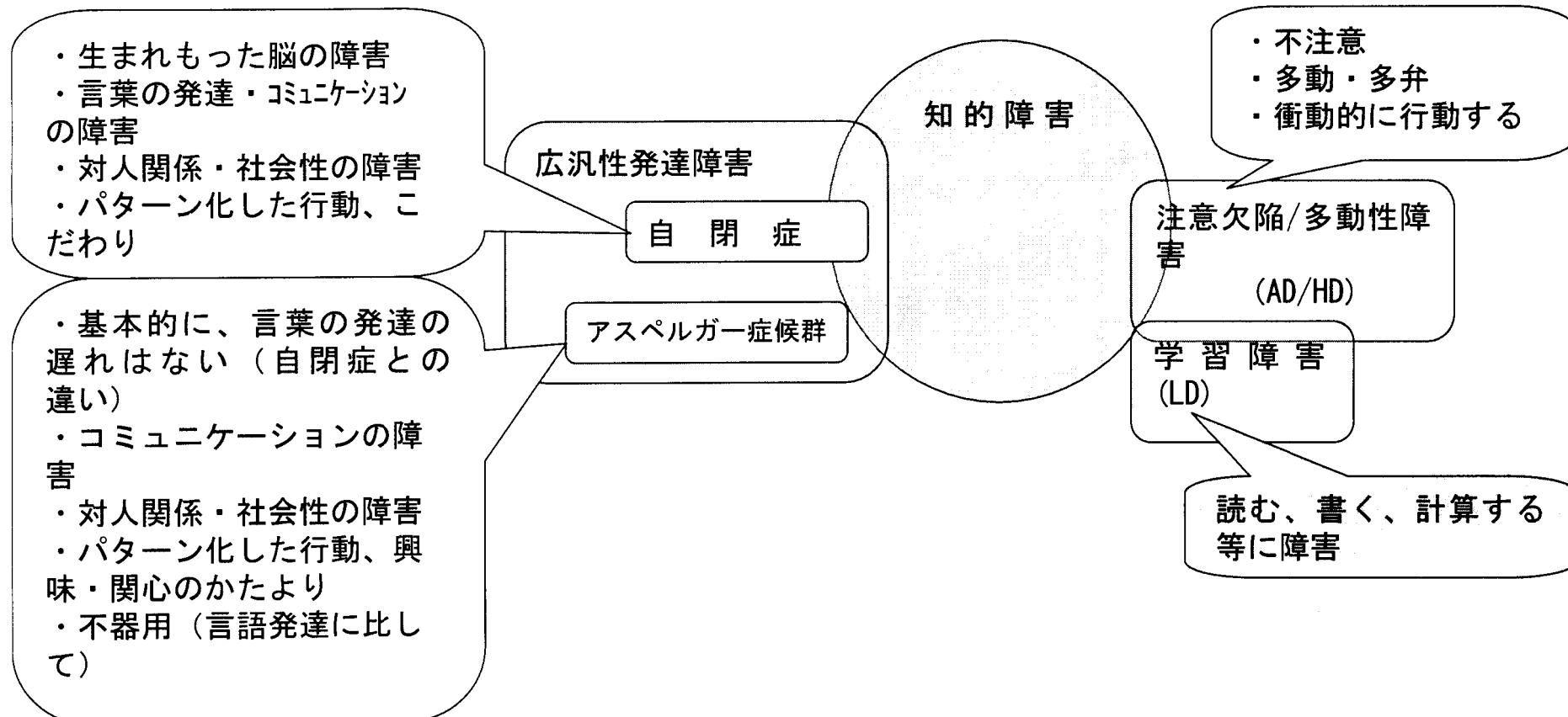


発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保 (都道府県)

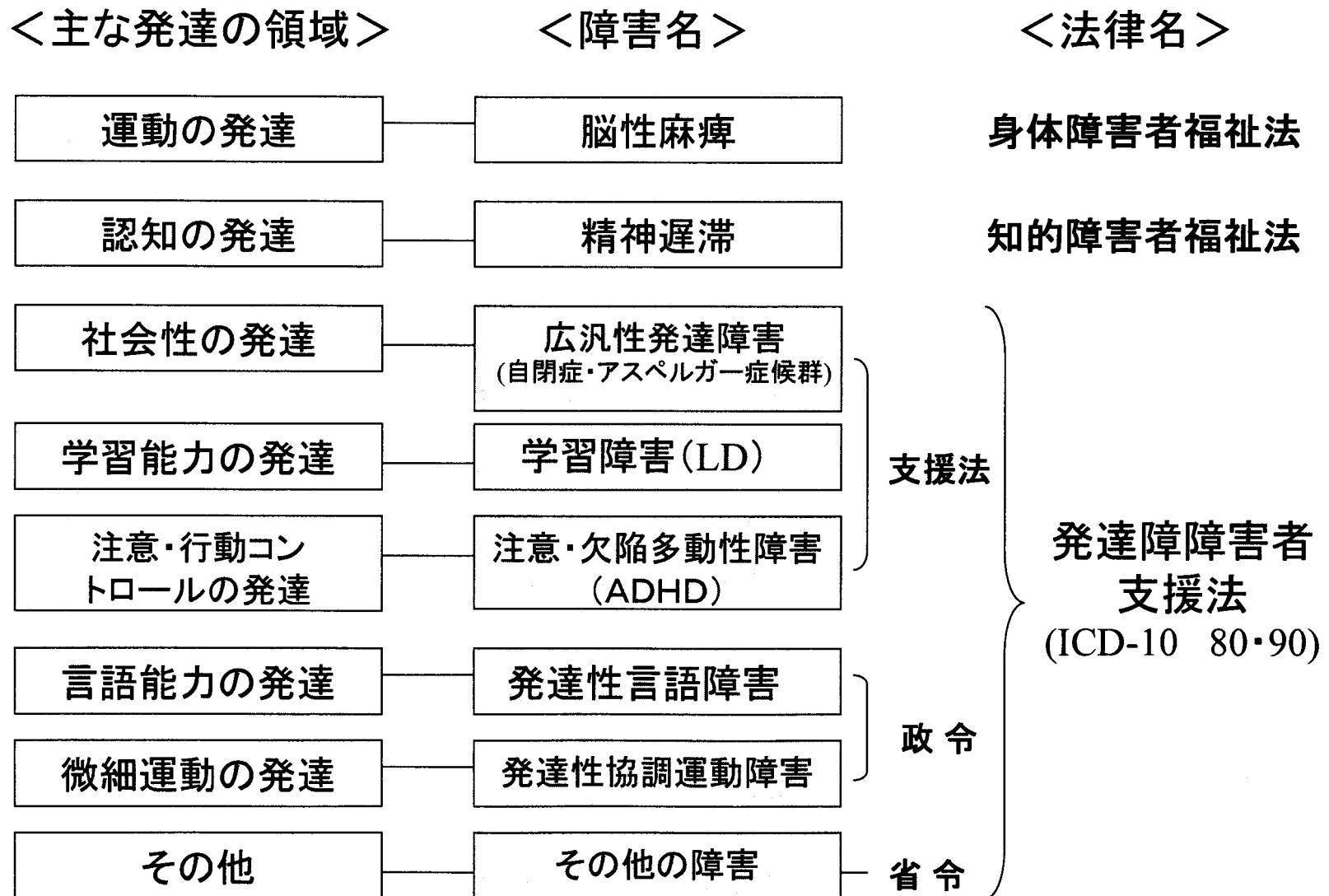
専門的知識を有する人材確保 調査研究 (国)

発達障害の定義

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害。



発達障害の範囲



発達障害者支援法要綱

目的 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

発達障害の定義

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

発達支援の定義

- ・ この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

国及び地方公共団体の責務

- ・ 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

国及び地方公共団体の責務

- ・ 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

国及び地方公共団体の責務

- ・ 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

早期発見等

- 1 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第十二条及び第十三条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

早期の発達支援

- ・ 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。
- ・ 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

保育

- ・市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

教 育

- 1 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。)が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

放課後児童健全育成事業の利用

- ・ 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする。

就労の支援

- ・都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

地域での生活支援

- ・ 市町村は、発達障害者が、その希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるようにするため、発達障害者に対し、社会生活への適応のために必要な訓練を受ける機会の確保、共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保その他必要な支援に努めなければならない。

権利擁護

- ・ 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のため権利利益を害されることがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

家族への支援

- 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるようなどること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

発達障害者支援センター

- 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

専門的な医療機関の確保等

- 1 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。**
- 2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。**

専門的知識を有する人材の確保等

- ・ 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとすること。

補足

- 1 民間団体への支援
- 2 国民に対する普及及び啓発
- 3 医療及又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発
- 4 調査研究
- 5 施行期日 平成17年4月1日

今後の取り組み

発達障害者支援体制整備事業(仮称)

- ・ 都道府県に文部科学省と合同で発達障害者支援連携協議会を設置し、県内の発達障害者支援の体制整備を推進。
- ・ 指定された圏域において、個別支援計画に基づく乳幼児から成人までの一貫した支援をモデル的に実施。
- ・ 障害児デイサービスや障害児施設においてモデル的に発達支援を実施

発達障害者への支援

